

## 香美町子ども・子育て会議の概要

### 1. 趣旨

---

子ども・子育て支援法第77条において、市町村は、条例で定めるところにより、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定などの事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を設置することが求められています。

本町においては、平成25年6月に「香美町子ども・子育て会議設置条例」を制定し、香美町の附属機関として「香美町子ども・子育て会議」を設置しました。

### 2. 「香美町子ども・子育て会議設置条例」について

---

「資料2」参照

### 3. 委員について

---

子ども・子育て支援に関し学識経験のある方、教育・保育関係者、子育て当事者、各種団体からの推薦者、公募を行うなど、幅広い分野から委員にご就任をいただきました。

### 4. 調査・審議事項について【子ども・子育て支援法第77条第1項(抜粋)】

---

- (1) 特定教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）の利用定員の設定に関する事
- (2) 特定地域型保育事業（小規模保育等）の利用定員の設定に関する事
- (3) 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に関する事
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の推進について必要な事項及び施策の実施状況の調査審議に関する事

### 5. 子ども・子育て支援事業計画

---

- (1) 市町村は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、国の基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保などの業務の円滑な実施に関する「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定める必要があります。
- (2) 「香美町子ども・子育て支援事業計画」については、単に基本指針で示されている給付・事業の量の見込みや確保方策を記載するだけでなく、本計画を策定、実施していく上での基本的な理念や考え方、子どもとその家庭の状況と課題、計画の推進体制とPDCA（Plan「計画」→Do「実行」→Check「評価」→Act「改善」）方法、他の計画や会議との連携など、総合的な推進計画となります。

## 香美町子ども・子育て会議設置条例

## (設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、香美町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

## (所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 法第 77 条第 1 項各号に掲げる事項に関する事。
  - (2) 法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援（以下「子ども・子育て支援」という。）に関する事。
  - (3) 前 2 号に規定するもののほか、子ども・子育て会議が必要と認める事項
- 2 子ども・子育て会議は、前項各号に規定する事項に関し、自ら調査審議して町長に意見を述べることができる。

## (組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関する学識経験を有する者
  - (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
  - (3) 法第 6 条第 2 項に規定する保護者
  - (4) 公募に応じた者
  - (5) その他子ども・子育て会議の運営上、町長が必要と認める者
- 3 前項第 4 号に掲げる委員は、町内に住所を有する者から選出する。

## (委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から 2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

## (会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第 6 条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、第 3 条に規定する委員のほか、会議の運営上必要な者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

## (その他)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

## 香美町子ども・子育て支援事業実施状況に係る評価書

評価項目	評価			評価に対する所見等	
	A	B	C		
1 教育・保育の供給体制の確保の内容及び実施時期	9	5	0	1	施設単位で考えるべき。 数値だけでは見えない課題も考える必要がある。
2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期					
(1) 地域子育て支援拠点事業	6	9	0		香住区の計画との差が大きい。 出生数の低下、早期入園傾向の中事業の必要性を考えるべき。
(2) 利用者支援事業	8	7	0		きめ細かな対応が必要である。
(3) 一時預かり事業 (幼稚園における在園児を対象とした一時預かり)	9	6	0		
(4) 一時預かり事業 (幼稚園在園児以外の一時的預かり)	6	8	1		困っている人が利用することを考え、利用料を下げるよう見直ししては。 補助があればよい。
(5) 子育て短期支援事業	8	7	0		保護者に周知されていない。コロナ禍の中で計画人数が少ない。
(6) 病児保育事業	8	5	2		計画数値と実績数値の差が大きく、計画数値の見直しが必要ではないが。 コロナ禍では対応が困難である。 診療が必要であり、気軽に利用できないのでは。 村岡・小代区でも実施してもらいたい。 他の園でも実施してもらいたい。
(7) 時間外(延長)保育事業	7	8	-0		延長保育を積極的に受け入れてほしい。
(8) 放課後児童健全育成事業	9	6	0		
(8-1) ① 放課後児童健全育成事業及び放課後子ども教室を一体的に実施する目標事業量	9	6	0		子ども教室担当課との連携が課題である。
(8-1) ② 放課後子ども教室の実施計画	7	8	0		
(9) 妊婦に対する健康診査	6	7	2		計画数値の見直しが必要である。
(10) 乳児家庭全戸訪問事業	9	6	0		計画数値の見直しが必要である。 コロナ禍での訪問方法を考える必要がある。 子どもの数が少なくなっており、訪問回数を多くしては。 消極的である。
(11) 養育支援訪問事業	10	5	0		子どもの数が少なくなっており、訪問回数を多くしては。

評価の基準 A(おおむね達成) B(特に問題なし) C(見直し等が必要)

(評価項目に係る事業概要)

評価項目		事業内容
1	教育・保育の供給体制の確保の内容及び実施時期	教育・保育の量(希望人数)と確保方策(受入人数)における計画
2	地域子ども・子育て支援事業の供給体制の確保の内容及び実施時期	乳幼児及びその保護者が交流を行う場所を設置し、子育ての相談等の援助を行う事業。香住区・村岡区・小代区に子育て支援センターを設置している。
(1)	地域子育て支援拠点事業	子どもやその保護者、妊娠している方が子育て支援を円滑に利用できるように相談や支援を行う事業。事業実施のため、平成28年度に役場(本庁)内に子育て世代包括支援センターを設置している。
(2)	利用者支援事業	幼稚園の降園後や、土曜日、夏休み等の休業期間中に、幼稚園において保育する事業で平成27年度から実施している。令和元年度実績は香住幼稚園と村岡幼稚園。なお、令和2年4月から香住幼稚園のみの実施。
(3)	一時預かり事業 (幼稚園における在園児を対象とした一時預かり)	家庭での乳幼児を保育が一時的に困難になった場合に、保育所等で一時的に預かる事業。
(4)	一時預かり事業 (幼稚園在園児以外の一時預かり)	保護者の病気等の理由で、一時的に家庭で養育できなくなった児童を児童養護施設等で保護する事業で、平成30年度から実施している。
(5)	子育て短期支援事業	保護者の就労のため、病気の子の保育が困難な場合に一時的に保育する事業で、平成30年度から「病児対応型」として香住病院内に病児保育室を設置し、「体調不良児対応型」として香住区の私立保育園2園で実施している。
(6)	病児保育事業	就労形態の多様化に伴い、保育所等での保育時間を延長する必要がある園児に時間外に保育を行う事業。
(7)	時間外(延長)保育事業	放課後児童クラブのことで、学校や幼稚園の放課後や土曜日、夏休み等休業期間中に、児童が安心して生活できる居場所を提供する事業。
(8)	放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブ担当課と放課後子ども教室担当課が連携し、一体的に取り組み事業。
(8-1) ①	放課後児童健全育成事業及び放課後子ども教室を一体的に実施する目標事業量	放課後に地域住民等の協力を得て、子どもたちが安心して体験学習やスポーツ・文化活動などを行う事業の実施計画に対する実績。
(8-1) ②	放課後子ども教室の整備計画	妊婦健康診査費用を公費助成し経済的負担の軽減を図ることで、健康診査の受診の促進を図る事業。
(9)	妊婦に対する健康診査	乳児のいる家庭を全戸訪問し、乳児や保護者の様子や養育環境を把握し、相談に応じるなどの援助を行う事業。
(10)	乳児家庭全戸訪問事業	子どもの養育支援が必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言を行う事業。
(11)	養育支援訪問事業	

## 令和5年度からの子育て支援に関する取組

## 1 伴奏型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業（令和5年2月1日～）

## 【健康課】

## (1) 伴走型相談支援

## ① 目的

全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図る。

## ② 対象者

全ての妊婦及び主に0歳から2歳の乳幼児を養育する子育て世帯

## ③ 取組内容

- ・ 保健師、助産師又は看護師が、妊娠期から出産後の各時期における見通しと過ごし方、必要となる各種手続、利用できる支援サービス等をそれぞれに確認するための面談やその後の継続的な情報発信、随時の相談受付等を実施する。
- ・ 面談の実施時期は、「妊娠の届出時及び妊娠中」「妊娠8か月頃」「出生の届出をした後出生した児童が生後4か月になるまで」

## (2) 出産・子育て応援給付金の支給

## ○目的

妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯等に対し、出産育児関連用品の購入費用や子育て支援サービスの利用負担の軽減を図る。

## ○ 出産応援給付金

## ① 対象者

令和5年2月1日以後に、妊娠の届出をした妊婦（支給妊婦）又は令和4年4月1日から令和5年2月1日までの間に出生の届出をした者及び当該期間に妊娠の届出をした妊婦（遡及支給妊婦）

## ② 取組内容

出産応援給付金を妊婦1人につき5万円支給する。

## ○ 子育て応援給付金

## ① 対象者

令和5年2月1日以後に出生した児童を養育する者（支給養育者）又は令和4年4月1日から施行日の前日までの間に出生した児童を養育する者（遡及支給養育者）を対象（他の自治体から同等の制度の給付金またはギフトの支給を受けた者等を除く）

## ② 取組内容

子育て応援給付金を児童1人につき5万円支給する。

## 2 かみっこオムツ券交付事業【健康課】

## (1) 目的

- ・ 出産後から乳児期前半の母親は、体調や育児に関して不安や悩みが増す傾向が強いため、乳児期前半の子育て相談支援をより充実させる。
- ・ 乳児を育てる家庭に対しオムツの購入費用の家計負担を支援する。

(2) 対象者

令和5年4月1日以降に出生した乳児

(3) 取組内容

- ・ 子育て相談支援事業等で申請を受け付ける。
- ・ 交付対象児1人につき2万円分のオムツ券を交付する。
- ・ 町がオムツ券の換金を取り扱う特定事業者を募集し、登録した事業者で使用する  
ことができる。

3 給食費無償化の実施【教育総務課、こども教育課】

(1) 目的

国が「次元の異なる少子化対策」に取り組む方針を掲げている中、予想を上回るスピードで進む少子化に対して、子育て世代への支援を充実させるため、町独自の施策として、就学前施設や小・中学校の給食費を無償化し保護者の負担軽減を図る。

(2) 対象者

- ① 保育所・認定こども園の園児の保護者
- ② 幼稚園・小中学校の園児・児童生徒の保護者

(3) 取組内容

- ・ 保育所・認定こども園の3～5歳児の保護者が負担する給食費のうち、副食費相当額の徴収を免除する。(町外施設利用者へは副食費相当額を補助金で交付する。)
- ・ 幼稚園、小・中学校の園児・児童生徒の保護者が負担する学校給食費の徴収を免除する。(食物アレルギーにより給食が受けられず弁当を持参する児童へは、学校給食費相当額を補助金で交付する。)
- ・ 町内在住の出石特別支援学校みかた校に在籍する児童生徒の保護者へ学校給食費相当額を補助金で交付する。